

始良市空き家リフォーム



事業補助金

始良市内に存在する空き家の有効活用を図るため、空き家の「リフォーム」及や「家財道具等の処理・撤去」に対して補助を行う「空き家リフォーム事業補助金」を開始します。

(※この制度は、平成32年3月31日までの措置となります。)

補助の内容



①空き家のリフォーム

空き家の修繕、補修、更新等にかかる費用について補助します。(対象工事の費用が30万円以上であること)

補助金額：補助対象経費の30% (限度額30万円)

②家財道具等の撤去

空き家を利用するための不要物の撤去にかかる費用について補助します。(対象工事の費用が10万円以上であること)

補助金額：補助対象経費の30% (限度額10万円)



【対象工事とならないもの】

- ・移築・増改築 (浴室・便所のリフォームに要する増改築は可)
- ・外構、車庫、倉庫、ガーデニング等の工事など
- ・申請者が直接行う工事等
- ・エアコン、ガスコンロ、照明などの住宅設備機器類の設置工事
- ・カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事
- ・電話、インターネット、ケーブルテレビ等の配線工事
- ・他の補助事業により整備する工事 など

対象となる物件

- (1) 市内に存在する、個人が自己の居住等を目的として建築された戸建ての住宅。
- (2) 入居予定者がおり、売買契約又は賃貸契約が締結された物件。
- (3) 既に入居者がいて申請する場合、売買契約又は賃貸契約が締結されて、3か月以内の物件。



対象となる方

空き家の所有者又は利用者であって、次の条件をすべて満たす方

- (1) 3親等内の親族間での空き家の売買若しくは賃貸でないこと。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者に市税等の滞納がないこと。
- (3) 地域の活性化の推進に協力する意思を有していること。



要件



次の全ての要件に該当する必要があります。

- (1) 市内の施工業者がリフォームを行うこと。
- (2) リフォーム後3年間は、空き家の転売及び処分を行わないこと。
- (3) 事前に申請し、補助金交付決定後に着工すること。
- (4) 補助金の申請年度内にリフォーム等及び実績報告が完了すること。

補助申請の流れ



【申請に必要な書類】

- (1) 始良市空き家リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 空き家の所有者(利用者)であることが確認できる書類(契約書・登記事項証明など)
- (3) 補助対象事業に要する費用の内訳が確認できる見積書・設計書
- (4) 補助対象事業予定箇所の現況写真
- (5) 申請者の市町村民税の滞納のない証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類



申込・お問合せ先

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25
始良市役所 地域政策課 地域政策係
電話 0995-66-3111(244・245)
FAX 0995-65-7112
Email seisaku@city.aira.lg.jp
URL <http://www.city.aira.lg.jp>

